

久喜市ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」取扱店募集について

久喜市（以下「本市」という。）では、寄附者に本市へ直接訪れていただき、本市内の店舗やサービス等の利用し、本市の多様な魅力に触れていただくことで、地域の活性化を図ることを目的に、ふるさと納税返礼品として、「PayPay 商品券」を導入しました。

つきましては、「PayPay 商品券」を取り扱う本市内の店舗や施設等（以下「PayPay 商品券」取扱店」という。）を次のとおり募集するものです。

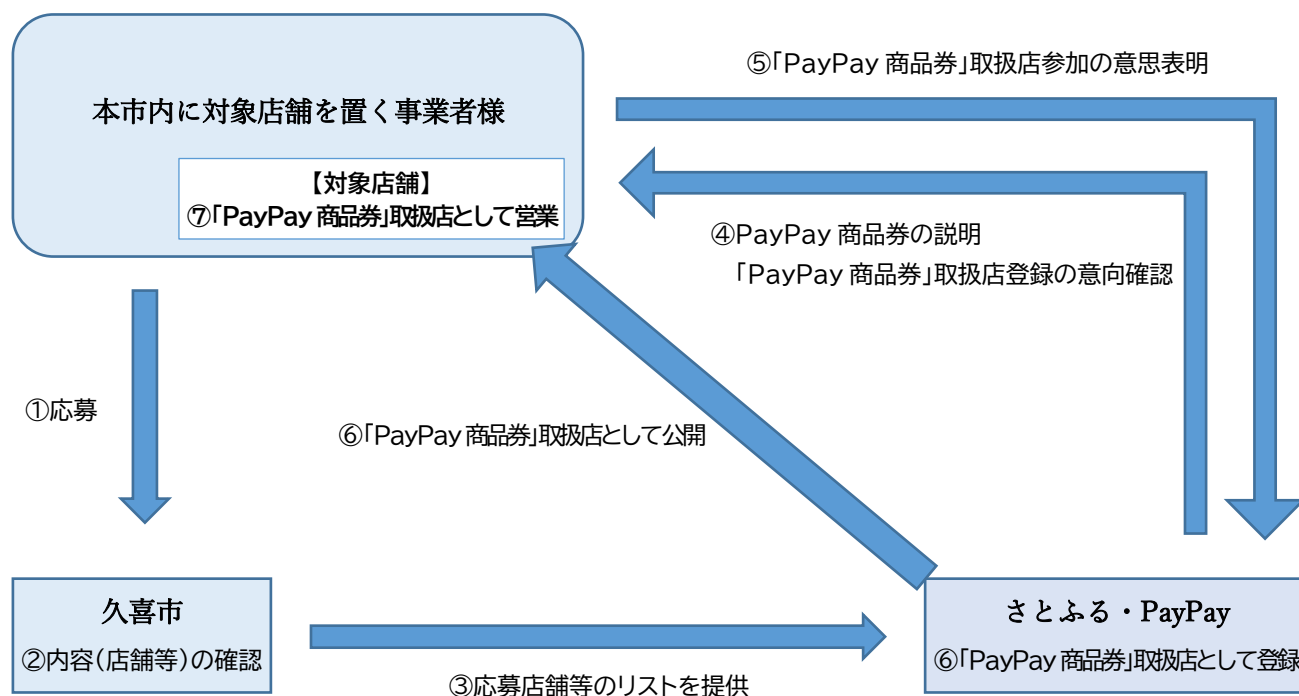
1 「PayPay 商品券」とは

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」で寄附することで取得できる電子商品券です。寄附者が取得した「PayPay 商品券」は、総務省が定める平成 31 年総務省告示 179 号地場産品基準（以下「地場産品基準」という。）を満たした商品やサービス等を提供する店舗や施設等（以下「対象店舗」という。）での支払いに利用することができます。なお、「PayPay 商品券」の有効期限は寄附完了日から 180 日です。

2 「PayPay 商品券」取扱店になるまでの流れ

「PayPay 商品券」取扱店として登録・公開されるまでの基本的な流れは、下記の図 1 のとおりです。なお、応募していただいてから、「PayPay 商品券」取扱店として登録・公開されるまでには、数か月程度の期間をいただきます。

図 1:「PayPay 商品券」取扱店になるまでの流れ

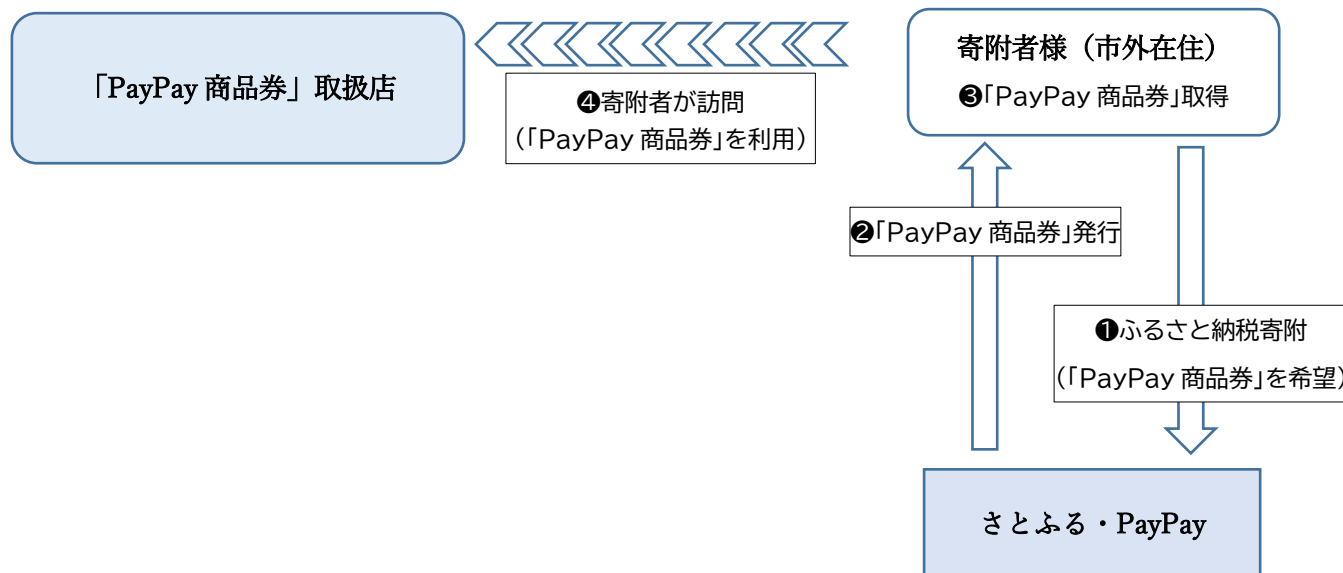


※ふるさと納税の制度上、「PayPay 商品券」を返礼品として提供できるのは市外在住の方になります。

3 「PayPay 商品券」が利用されるまでの流れ

市外在住の寄附者が寄附して「PayPay 商品券」を取得し、利用するまでの基本的な流れは下記の図 2 のとおりです。

図 2:「PayPay 商品券」が利用されるまでの流れ



4 寄附額の種類

寄附者は、返礼品として「PayPay 商品券」を希望する場合、寄附額を下表に示す 15 コースの中から選択することができます。

選択できる寄附額（全 15 コース）													
①1,000 円	②3,000 円	③5,000 円	④7,000 円	⑤10,000 円、	⑥15,000 円								
⑦20,000 円	⑧30,000 円	⑨50,000 円	⑩100,000 円	⑪150,000 円									
⑫200,000 円	⑬300,000 円	⑭400,000 円	⑮500,000 円										

※寄附額の 3 割の金額が「PayPay 商品券」として利用できます

5 「PayPay 商品券」取扱店の募集期間

随時募集します。また、市ホームページでも募集の資料を掲載しています。

なお、応募いただいた店舗等のリストは内容を確認後、数か月毎にふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を運営する株式会社さとふるへ提供する予定です。

6 応募方法等

「PayPay 商品券」取扱店を希望する場合は、本市が指定する応募用紙（以下「応募用紙」という。）に必要事項を記入のうえ、次に示す方法等により提出してください。

（1）提出方法及び提出先

【郵送（郵送先）】

シティセールス課マーケティング係 あて
〒346-8501 久喜市下早見 85 番地の 3

【窓口（持参）】

次のいずれかの窓口へ提出してください。

- ・シティセールス課 マーケティング係（〒346-8501 久喜市下早見 85 番地の 1 公文書館内）
- ・菖蒲行政センター 総務・人権係（〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀 38 番地）
- ・栗橋行政センター 総務・人権係（〒349-1192 久喜市間鎌 251 番地 1）
- ・鷺宮行政センター 総務・人権係（〒340-0295 久喜市鷺宮 6 丁目 1 番 1 号）

【E-mail】

city-sales@city.kuki.lg.jp

【FAX】

0480-22-1996

【電子申請】

ふるさと納税返礼品「PayPay 商品券」取扱店応募フォーム URL

https://apply.e-tumo.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=51130



（２）留意事項

複数の店舗を経営している場合、応募用紙は「PayPay 商品券」取扱店として登録を希望する店舗ごとに提出してください。

7 「PayPay 商品券」取扱店の要件

「PayPay 商品券」取扱店は、応募時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

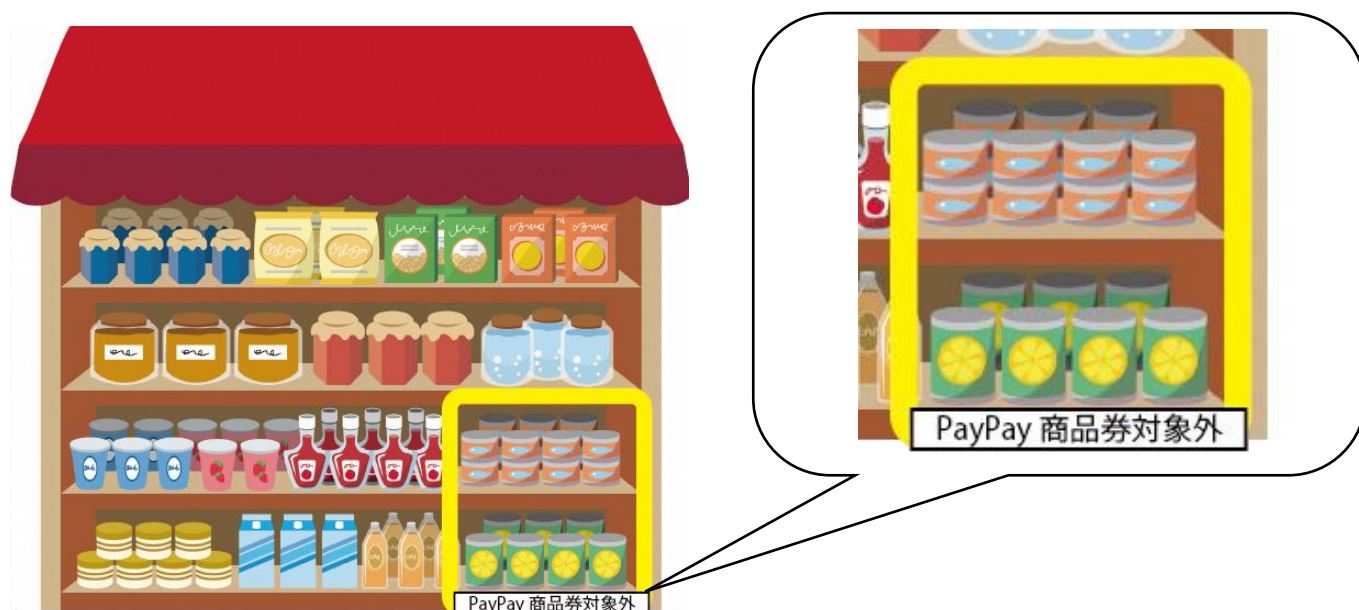
- （１） 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- （２） 本市内に対象店舗を置く法人・団体又は個人事業主であること。
- （３） 「PayPay 商品券」での支払いが可能な商品やサービス等（以下、「対象商品」という。）を提供していること。また、同一店舗や施設内で総務省が定める地場産品基準に適合しない商品やサービス等を販売・提供している場合は、「PayPay 商品券」での支払い可否（対象商品か否か）を明確に区分・表示し、運用できる店舗や施設等であること。

※表示の参考例は、図 3 をご確認ください。

- （４） 久喜市暴力団排除条例(平成 25 年久喜市条例第 16 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。
- （５） 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- （６） 特定の宗教・政治団体と係わる場合や公序良俗に反する営業を行っていないこと。

※「PayPay 商品券」取扱店の要件をすべて満たしている場合でも、総合的に判断し、「PayPay 商品券」取扱店として認められない場合がありますので、予めご了承ください。

図 3:「PayPay 商品券」対象商品の区分・表示参考例



※総務省が定める地場産品基準に適合しない商品やサービス等を提供している場合は、利用者が分かりやすいよう明確に区分・表示してください。

8 対象商品の要件

対象商品は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

(1) 下表に示す地場産品基準のいずれかに該当すること。

地場産品基準	
一	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
二	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
三	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。 イ 食肉の熟成又は玄米の精白 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
四	返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
五	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方

団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。 イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。 イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

※「PayPay 商品券」取扱店において提供している地場産品基準に適合しない商品やサービス等の支払には、「PayPay 商品券」は利用できません。

(2) 下表に示す商品やサービス等に該当しないこと。

分類	内容
ア 金銭類似性の高いもの	プリペードカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等及びそれに類するもの。
イ 資産性の高いもの	電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等及びそれに類するもの。
ウ 総務省より個別に指摘を受けたもの	総務省より個別に返礼品の見直しの要請があったもの。

9 「PayPay 商品券」取扱店の取り消し

次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、「PayPay 商品券」取扱店を取り消します。

- (1) 「PayPay 商品券」取扱店が営業を終了したとき。
- (2) 「PayPay 商品券」取扱店の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の応募内容により「PayPay 商品券」取扱店となったことが判明したとき。
- (4) 対象商品以外の商品やサービス等の支払いに、意図的に「PayPay 商品券」を利用させていることが確認できたとき。
- (5) 法令に違反するなど「PayPay 商品券」取扱店として適切でないと認められるとき。

10 「PayPay 商品券」取扱店の責務

「PayPay 商品券」取扱店は、次に定める事項を遵守する必要があります。

- (1) 対象商品の品質について責任を負うこと。
- (2) 寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。
- (3) 対象商品の提供が困難となった場合や当初の応募内容が変更になる場合は、遅滞なく本市に連絡すること。
- (4) 「PayPay 商品券」の取り扱い状況に疑義が生じた場合において、本市が確認等を必要と判断したときは、速やかに情報を開示するとともに、本市から指示があった事項について適切に対応すること。

【担当・お問合せ先】

シティセールス課 マーケティング係

〒346-8501 久喜市下早見 85 番地の 3

電話 0480-22-1111(内線 2257)

FAX 0480-22-1996

E-mail city-sales@city.kuki.lg.jp